

事務事業評価表

施策名	0802	社会保障制度の安定的運営
-----	------	--------------

<p>【事業類型】</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員人件費のみの事業 国の法令に基づいて実施する事務（生活保護、賦課徴収事務、年金事務、戸籍・住基台帳事務、選挙事務、広域組合の負担金などの市の裁量が及ばない事務） 負担金のみの事業（イベント等の実行委員会への負担金を除く） 組織や職員を管理するための内部事務管理事務（財務事務、人事管理事務、企画事務、議会事務など） 施設の維持管理費のみの事業（光熱水費や法定の保守点検委託料など。施設の修繕料） 施設を維持管理するための運営業務（施設やそれに付随する車両等の運転業務委託、公園などの管理業務、清掃委託） 課内事務を行う上で必要となる事務的経費のみで構成される事業（条例委員の報酬、旅費、需要費、役務費のみで構成） 団体等への負担金及び補助金が予算の大半を占めるもの・・・補助金は、補助金要綱及び補助金等のあり方に関するガイドラインにおいて精査されている。 ハード事業で、中長期の年度計画（事業費含む）を策定し認められた事業 ハード事業1,000万円未満、ソフト事業100万円未満（事業類型1～9以外） ハード事業1,000万円以上、ソフト事業100万円以上（事業類型1～9以外） 	<p>【事業概要シート作成有無】</p> <p>新規・拡充、その他の見直し NO → 事業概要シート【不要】</p> <p>YES → 事業概要シート【必要】</p>	<p>【事務事業評価の視点】</p> <p>妥当性（市の関与） a…市が実施することが妥当である b…見直す余地がある c…市が実施する緊急性が認められない</p> <p>有効性（施策貢献度） a…施策への貢献度が高い b…施策への貢献度が著しく高いとはいえない c…成果の向上が見込まれない</p> <p>効率性（コスト） a…コストを見直す余地がない b…検討する余地がある</p> <p>＜総合評価＞ A…計画通りに事業を進めることが適当 B…事業の進め方の改善検討 C…事業規模・内容又は実施主体の見直しの検討 D…事業の抜本的見直し、休・廃止の検討</p>
--	--	--

NO	事業名	担当課 課長 担当者	事業内容	事業期間		根拠法令 要綱等	事業 類型	妥当性	有効性	効率性	総合評価	事業費は当初・繰越・補正予算の合計額					主な指標	単位	R 3		R 4		R 5		事業の方向性	概要 シート
				開始	終了							事業費（千円）			人件費（千円）				計画	実績	計画	計画				
												R 3	R 4	R 5	R 3	R 4										
												決算	予算	見込	決算	予算										
1	国民健康保険税賦課事業	税務課 松山 敬之 久富 健一	国民健康保険に加入しているすべての市民に対し、世帯構成や収入等により世帯単位で適正に課税し、納税者の理解を得て、円滑な賦課を行う。			地方税法、大村市税条例、大村市国民健康保険条例	2		a	A	事業推進	4,875	5,282	5,472	9,700	11,564	調定額	千円	1,649,647	1,744,110	1,634,029	1,605,379	現状維持	無		
2	国民年金事務事業	市民課 三谷 優子 櫻井 幸江	国民年金に係る各種異動届、免除・納付猶予申請書、老齢・障害基礎年金請求書等の受け及びそれらに関する相談に当たり、手続き等の不備がないようにする。また、市民に対し、広報誌などを通して年金制度の周知や理解の促進を図る。			国民年金法	2		a	A	事業推進	2,563	2,479	2,588	21,986	21,996	申請免除者数	人	4,800	4,947	4,800	4,800	現状維持	無		
3	葬祭費支給事業	国保けんこう課 前川 靖彦 高橋 忠裕	被保険者の死亡に関して、世帯主又は葬儀を行った者の申請により、20千円を葬祭費として支給する。（平成29年度までは25千円）	昭和34年度		・国民健康保険法 ・大村市国民健康保険条例	2		a	A	事業推進	2,320	2,380	2,340	1,368	1,453	葬祭費の支給件数	件	122	116	119	117	現状維持	無		
4	保険給付事業	国保けんこう課 前川 靖彦 高橋 忠裕	国民健康保険被保険者に係る医療費のうち、保険者負担分を医療機関へ支払う（国保連合会へ委託）。また、装具代等の療養費、高額療養費を被保険者の申請に基づき適正に給付する。	昭和34年度		・国民健康保険法 ・大村市国民健康保険条例	2		a	A	事業推進	6,870,030	7,276,831	6,709,411	9,130	9,461	1人当たりの療養給付費（一般被保険者）	円	371,592	322,838	327,305	343,453	現状維持	無		
5	医療費適正化事業	国保けんこう課 前川 靖彦 高橋 忠裕	医療費通知の実施、多受診・重複受診者に対する訪問指導等を行い、医療費の適正化を図る。	昭和34年度		・国民健康保険法 ・大村市国民健康保険条例	2		a	A	事業推進	13,418	14,487	15,734	9,558	9,335	レセプト点検による被保険者1人当たりの財政効果額	円	2,878	1,560	2,878	1,560	現状維持	無		
6	鍼灸助成事業	国保けんこう課 前川 靖彦 高橋 忠裕	鍼灸施術1回につき700円（一人月8回まで）を助成する。	昭和36年度		・国民健康保険法 ・大村市国民健康保険条例	11	a	a	a	A	事業推進	6,787	6,979	6,902	1,091	873	鍼灸助成件数	件	7,395	9,028	9,187	8,997	現状維持	有	
7	収納率向上特別対策事業	国保けんこう課 前川 靖彦 高橋 忠裕	滞納者に対し、きめ細やかな納税指導を行うとともに督促状の発行、電話催告、短期保険証や資格証明書の交付、財産調査等の収納対策を実施する。また、助産差押の手段である差押についても継続して実施し、収納率の向上に努める。	平成17年度		・国民健康保険法 ・大村市国民健康保険条例	2		a	A	事業推進	7,354	8,391	8,729	4,197	4,035	現年度分収納率（一般・退職）	%	95.0	95.8	95.0	95.0	現状維持	無		
8	被保険者資格管理事業	国保けんこう課 前川 靖彦 高橋 忠裕	国保加入者であって家族に被用者保険加入者がいる場合、被扶養者への手続きを促進する。被用者保険へ加入した方へ、国保資格喪失届の勧奨を行う。	昭和34年度		・国民健康保険法 ・大村市国民健康保険条例	2		a	A	事業推進	10,137	62,179	20,941	8,841	8,143	国保加入者（年度平均）	人	18,150	18,271	18,168	17,776	現状維持	無		

